

「要介護認定」を受けられた 被保険者の減員手続きについて

大切なお知らせですのでご注意ください(通知義務)

被保険者が介護保険法に基づく要介護認定を受けられた場合は
被保険者資格を喪失され、補償その他のサービスを受け
ることができなくなります。
あんしん財団へご連絡のうえ、減員の届出書をご提出ください。



ご連絡・お手続きのお願い

当法人は平成27年2月16日に旧共済制度から現保険制度に移行しており、

.....
移行後の普通保険約款では、第18条第1項第3号において、「被保険者になれない者」の一つに

.....
「介護保険法に基づく要介護の認定を受けている者」を規定しています。

.....
ご加入後に要介護認定をお受けになられた被保険者がいらっしゃる場合は、

.....
速やかに当法人までご連絡ください。
.....

「要介護認定」と「要支援認定」は異なります。ご確認ください。

要介護認定	加入継続できません。 恐れ入りますが、速やかに当法人までご連絡ください。
要支援認定	会員事業所における経営や就業の実態がある方は加入継続できます。 <u>経営や就業の実態がない方は</u> 、加入継続できません。 この場合もご連絡をお願いいたします。

！
問合せ先

変更手続き・会費支払(口座振替)に関する照会

0120-840-849

通話料無料

(受付時間 9:00~17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)